高校生等奨学給付金（私立） 申請の手引き

令和８年度　通常給付　県外生（専攻科以外）

令和8年度から生徒の国籍が審査に必要となりました。

1　申請者　　保護者等

2　課税証明書等が必要な者

※１　原則保護者等全員

高校生等が在学中に成人を迎えた場合については、家族構成の変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者であった者を「主たる生計維持者」とすることとし、保護者２名の場合は「主たる生計維持者」２名分必要です。

※２　親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。

※３　高校生等が入学前に成人している場合は、健康保険証の被保険者の所得で判断します。

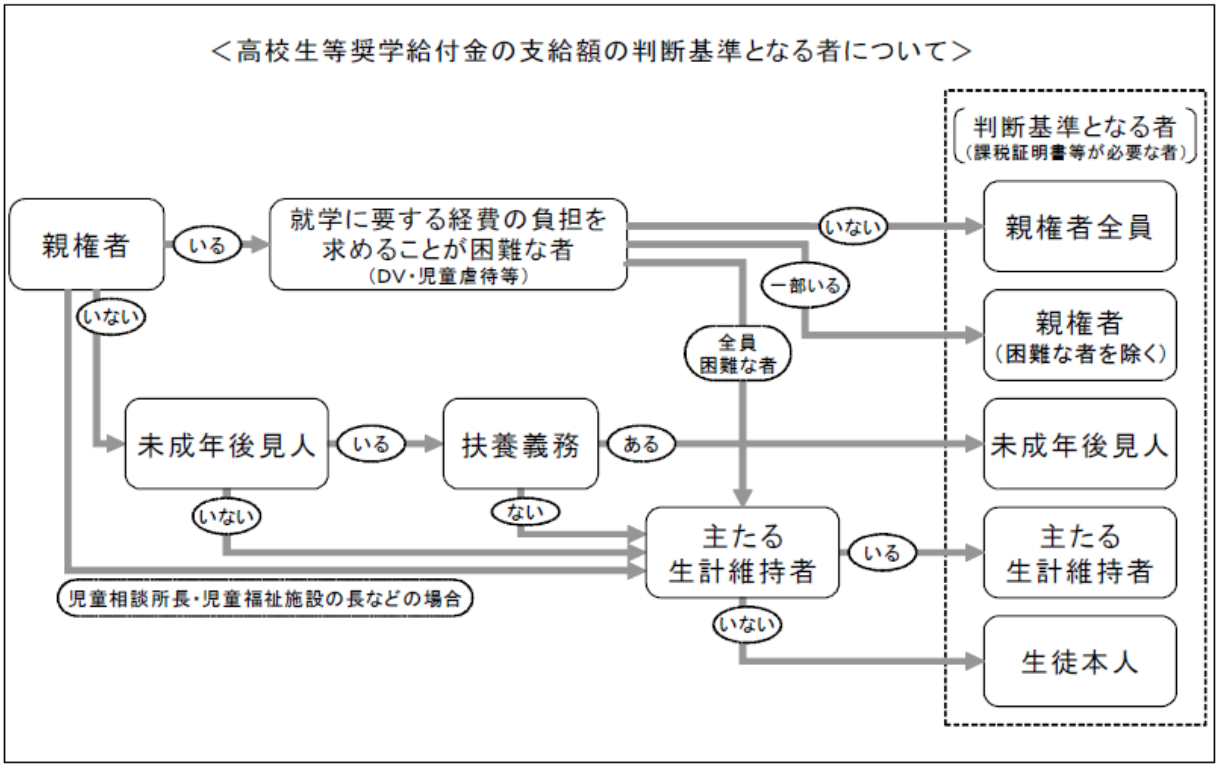

3　基準日　　令和８年７月１日

4　申請期限　　令和８年９月３０日（水）必着（県外生のみ）

※県内の学校は各学校の締め切日にしたがってください。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

5　給付について

審査が終了したものから順次振込ます。（3 月までに）

※保護者等全員の**道府県民税所得割額**と**市町村民税所得割額**の**合算額**により判定します。

〇給付額等

世 帯 種 別		給付額
(ア)生業扶助受給世帯 （生活保護世帯）	全日制･定時制･通信制	52, 600円
(イ)所得割額が非課税の世帯 ※(ア)を除く	全日制･定時制	152, 000 円
	通信制	52, 100 円
(ウ)所得割額が100円以上 105, 500円未満の世帯 ※(ア)(イ)を除く	全日制･定時制	50, 670 円
	通信制	17, 370 円
(エ)所得割額が105, 500円以上182, 500円未満の世帯 ※(ア)(イ)(ウ)を除く	全日制･定時制	38, 000 円
	通信制	13, 030 円

※就学支援金新制度（令和8年度からの制度）の対象外となる外国籍の生徒、又は外国人学校の生徒（令和8年度新入生である留学生を除く）は、生活保護受給世帯･住民税が非課税または所得割額が0円の世帯のみ対象となります。

6　注意点

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書等の提出が必要です。

7　申請方法

◎要件をすべて満たす世帯は、下記ホームページからダウンロードし、必要項目を記入の上、各証明書類等とともに三重県私学課に提出してください。

様式等は三重県私学課 HP
（https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600005830.htm）
で確認してください。

8　提出先・問い合わせ先

・　**県外**の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570　三重県津市広明町１３番地
三重県環境生活部　私学課
電話　059-224-2161　（受付　平日　9：00～１２：００
１３：00～１７：００）

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

9　提出する書類

（１）高校生等奨学給付金受給申請書（様式１）

（２）振込口座届（様式４）※申請者（保護者）の口座を指定してください。

※口座名義は高校生等奨学給付金の申請者のものとする。やむを得ず申請者以外の口座を指定する場合には、別途委任状（様式５）を提出すること。

（３）委任状（様式５）

※学校長に委任された場合には、副申書に学校が指定する振込口座を記入すること。

※（２）の振込口座届が申請者以外の口座を指定する場合にも必要。

（４）（県外の高等学校等に通う高校生等の場合）　在学証明書（様式２）

（５）生徒の「**本籍地**」または「**国籍・在留資格・在留期間**」が確認できる住民票

※交付日が基準日（令和８年７月１日）以降のもの

※本籍地または、国籍・在留資格・在留期間が記載されていない場合は申請を受付けることができません。

（６）保護者等全員の住所地が確認できる住民票（原則父母・原本）

※交付日が基準日（令和８年７月１日）以降のもの

※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。

（７）７月１日時点で、生活保護（生業扶助）が措置されている場合には、その措置状況がわかる証明書【生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（原本)】

（８）保護者等全員の令和８年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる課税証明書　（原則父母・原本）

※世帯で取得した場合は、全員分の課税証明書を提出してください。

※（７）を提出する場合は不要です。